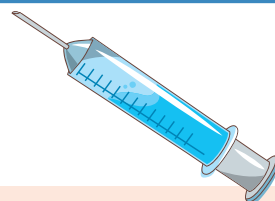


10月～

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンが 接種できるようになりました

問合先 健康推進課

新たなワクチン（オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチン）は、従来ワクチンを上回る重症化予防効果や感染予防効果、発症予防効果も期待され、今後の変異株にも有効であるとして、初回接種（1回目・2回目）を完了した12歳以上の全ての人に対し、1回追加接種を実施します。



オミクロン株対応ワクチン

●接種対象者

初回接種（1回目・2回目）を完了した12歳以上の人で、前回の接種から5ヵ月以上経過した人（接種間隔は変更になる予定です。3回目が未接種の人、4回目の接種券が届いているが4回目の接種対象者ではなく接種を待っている人も対象）

●使用するワクチン

- ・18歳以上の人…ファイザー社製ワクチンまたはモデルナ社製ワクチン
- ・12歳～17歳の人…ファイザー社製ワクチンのみ

接種期間 来年3月31日までの予定

接種券 令和4年6月末までに2回目または3回目接種を終えた18歳以上の人にはすでに接種券を送付しています。接種券（3回目または4回目）を持っている人はお手元にある接種券で接種可能です。4回目接種を終えた人は、対象となる時期に接種券を送付します。

接種方法 医療機関または集団接種会場での予約をしてください。

※初回接種（1回目・2回目）が完了していない人は、従来型ワクチンでの接種となります。オミクロン株対応ワクチンでの接種を希望する人は年内をめどに初回接種を完了してください。

この内容は令和4年9月14日時点のもので、今後国の方針などにより変更になる場合があります。最新の情報は、ホームページで確認してください。

5～11歳の新型コロナワクチン3回目接種

問合先 健康推進課

9月6日から3回目接種が受けられるようになり、5～11歳の子どもへのワクチン接種は、予防接種法上の努力義務が適用され、オミクロン株流行下でも有効であるとの最新情報を踏まえ、ワクチンを受けていただけるよう、本人と保護者に努めていただくことになりました。

これは国民のみなさんに接種にご協力いただきたいという趣旨によるものであり、接種を強制するものではありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



【1・2回目の接種（初回接種）】

- 接種の対象…5～11歳の人
- 使用するワクチン…5～11歳用ファイザー社製ワクチン
- 接種間隔・接種回数…通常3週間の間隔をあけて合計2回接種

【3回目の接種（追加接種）】

- 接種の対象など…1・2回目接種を完了し、5ヵ月以上間隔を空けて1回接種
- 使用するワクチン…1・2回目と同様の5～11歳用ファイザー社製ワクチン

※対象の人には接種券を順次郵送しています。

新型コロナウイルス感染症に感染した

国民健康保険被保険者に対する傷病手当

問合せ先 国保年金課

泉佐野市国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、またはその疑いのため仕事を休まれた人に傷病手当金を支給します。

対象（以下のすべてを満たす人）

- 泉佐野市国民健康保険に加入している
- 給与の支払いを受けている（事業主は対象外）
- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができない



適用期間 12月31日までの間で療養のため仕事ができない期間

※労務不能であった日ごとにその翌日から2年を経過したときには、時効により申請ができなくなりますので、注意してください。申請を希望する場合は、必ず事前に電話で相談してください。



住民税非課税世帯等に対する

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

国の決定に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を給付する予定です。本給付金の申請方法などの詳しい情報は、広報12月号または市ホームページでお知らせします。

住民税非課税世帯

給付対象者 基準日（令和4年9月30日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

※「親に扶養されている1人暮らしの学生」や「別居する子に扶養されている夫婦」など世帯全員が住民税課税者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外

受給権者 対象世帯の世帯主

給付金額 1世帯当たり5万円

申請方法 市から対象となる見込の世帯主宛に準備が整い次第、案内を送付します。（12月上旬発送予定）

家計急変世帯

給付対象者 左記の「住民税非課税世帯」に該当する世帯以外のうち、予期せず令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

受給権者 対象世帯の世帯主

給付金額 1世帯当たり5万円

申請方法 要件を満たす人を特定できないため、市からの個別の案内はできません。給付金の受給には申請が必要になりますが、準備が整い次第、市のホームページなどでお知らせします。

問合せ先

- 地域共生推進課

※コールセンターは12月1日(休)開設予定

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金制度全般…内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎0120-526-145）午前9時～午後8時（土・日曜日、祝日、年末年始除く）

緊急支援給付金の給付を装った

特殊詐欺等に注意してください！

- 緊急支援給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
- 緊急支援給付金の給付のため、手数料の振り込みを求めることはありません。
- 緊急支援給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。

※緊急支援給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。

給付（振り込み）時期
確認書などを受け付けてから、記載の振込口座に3週間程度で振り込む予定です。
※確認書などの返送が集中する時期は、それ以上かかる場合もあります。なお、確認書などに不備などがあつた場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。